

山梨県公報

第二千二百八十二号

平成二十四年

十二月三日

月 曜 日

目次

告示

保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………六九九

換地計画の決定……………七〇〇

都市計画事業の事業計画の変更認可……………七〇〇

公告

平成二十四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………七〇〇

基本測量の実施……………七〇一

告示

山梨県告示第四百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年十二月三日

山梨県知事

横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡忍野村(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年十二月三日

山梨県知事

横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡富士川町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士川町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年十二月三日

山梨県知事

横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡南部町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南部町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営畑地帯総合整備事業（日川右岸地区小佐手工区）の換地計画を定めたので、次のと
おり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年十二月三日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年十二月四日から平成二十五年一月七日まで

三 縦覧場所

甲州市役所

四 異議申出期間

平成二十五年一月八日から同年一月二十二日まで

山梨県告示第四百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事
業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二
条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月三日

山梨県知事 横内正明

一 施行者の名称

富士吉田市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年二月十九日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十二年山梨県告示第三百六十三号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十三
号、平成元年山梨県告示第九十号、平成五年山梨県告示第二百八十二号、平成七
年山梨県告示第二百四十五号、平成十三年山梨県告示第二百十五号、平成十六年山
梨県告示第五百三十八号、平成十八年山梨県告示第九十一号、平成二十二年山梨
県告示第二百二十七号、平成二十二年山梨県告示第三百二十八号及び平成二十四年山
梨県告示第八十号の事業地のうち、富士吉田市大字上吉田及び大字新屋地内に
いて事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

公 告

●平成二十四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、
平成二十四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法
律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次
のとおり公表する。

平成二十四年十二月三日

<p>同一の単位とされる保安林</p> <p>甲府地区水源かん養保安林 甲府地区土砂流出防備保安林 甲府地区保健保安林 笛吹川水源かん養保安林 笛吹川土砂流出防備保安林 笛吹川干害防備保安林 鰍沢地区水源かん養保安林 鰍沢地区土砂流出防備保安林 鰍沢地区干害防備保安林 鰍沢地区保健保安林 葑崎地区水源かん養保安林 葑崎地区土砂流出防備保安林 多摩川上流水源かん養保安林 多摩川上流水源かん養保安林 多摩川上流水源かん養保安林 相模川中流水源かん養保安林 相模川中流水源かん養保安林 相模川上流水源かん養保安林 相模川上流水源かん養保安林</p>	<p>皆伐面積の限度</p> <p>一、六〇四・三七ヘクタール 一七三・九七ヘクタール 三・三六ヘクタール 一、一四一・七九ヘクタール 九一・六九ヘクタール 〇・七二ヘクタール 一、六五九・六三ヘクタール 一四一・六二ヘクタール 七・一二ヘクタール 一・五六ヘクタール 九八九・一二ヘクタール 五六五・六七ヘクタール 七〇五・四四ヘクタール 一六・〇六ヘクタール 一、一三三・五九ヘクタール 一五四・二四ヘクタール 一二一・二六ヘクタール 一五六・四九ヘクタール</p>
---	---

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十四年十一月十六日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年十二月三日

山梨県知事 横内 正明

- 一 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 二 作業期間 平成二十四年十一月十九日から平成二十五年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び山中湖村

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番